

中条町・黒川村任意合併協議会 第 4 回 会 議 議 案 書

日 時 平成 1 6 年 3 月 2 6 日 (金)
午後 2 時から

会 場 中条町産業文化会館
多目的ホール

報告第9号

新市建設計画策定にかかる基礎調査の結果について

まちづくりアンケート（基礎調査）結果

1、新市建設計画策定にかかる基礎調査の概要

新市建設計画に先立ち策定される新市基本構想において、住民の意向を反映することを目的にまちづくりアンケート調査を実施しました。

実施概要及び集計の概要は次のとおりです。

調査実施の概要

- ・調査対象 平成16年1月1日現在、両町村内に住所を有する満16歳以上の住民3,000人
- ・抽出方法 両町村の住民基本台帳をサンプリング台帳とし、両町村人口比によりサンプル数を振り分けた後、更に男女別・年代別で振り分け、個人を無作為に抽出
- ・配布回収 郵送による配布・回収
- ・回収期間 平成16年1月30日から2月13日までの15日間（ただし、締め切り後も、集計作業に支障のないものはカウントした）

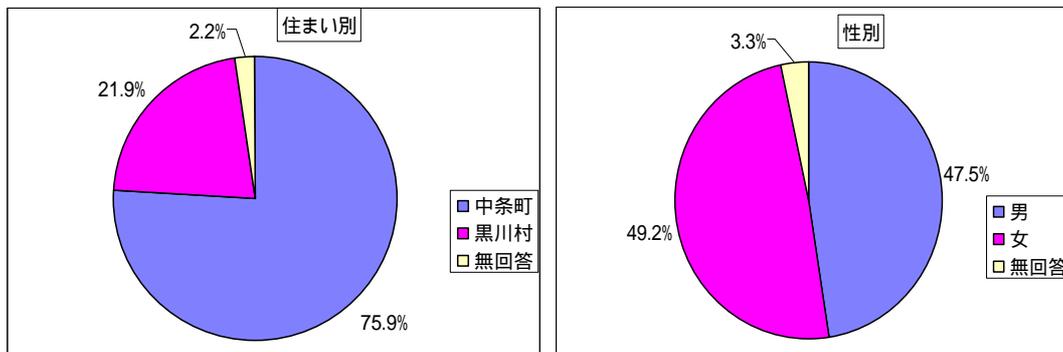
調査集計の概要

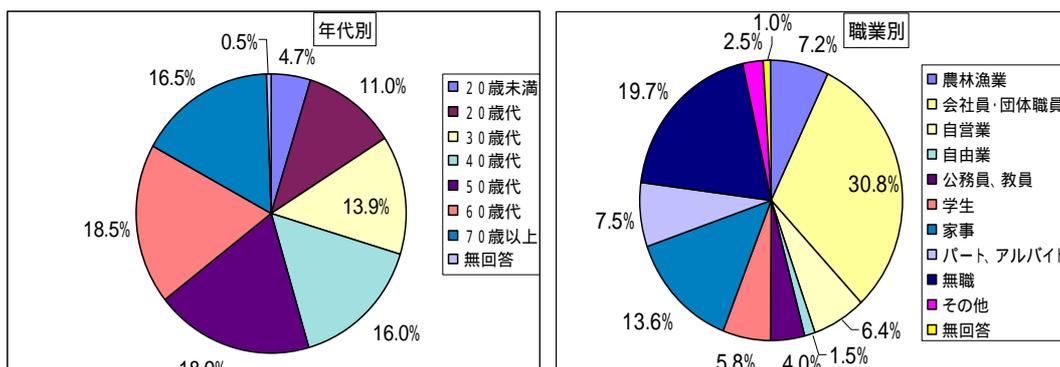
- ・回収状況 下記のとおり

【全体、両町村回収率】

区 分	配布数	回収数（通）	回収率（％）
合 計	3,000	1,749	58.30
中条町	2,458	1,328	54.03
黒川村	542	383	70.66

- ・回答者内訳 下記のとおり



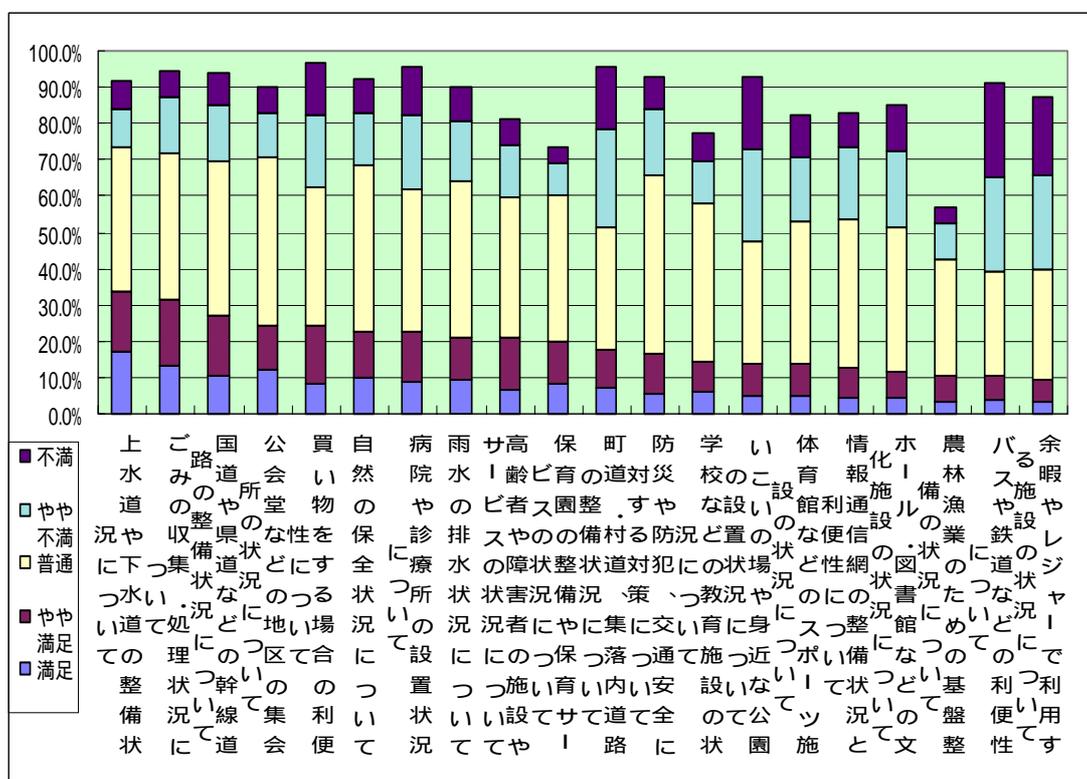


2、基礎調査の集計

(1) 現状の状況に対する満足度

初めに、両町村がそれぞれの地域で行ってきた整備の状況を推し量る調査として、満足度をひとつの指標として用いました。

居住地における生活の便利さや環境について、用意した施策・事業20項目のうち、現状で「満足」という回答が一番高かったのは「上水道や下水道の整備状況について」の17.0%、「不満」という回答が一番高かったのは「バスや鉄道などの利便性について」の25.8%となりました。



【「満足」の割合の高い3項目】

1	上下水道整備状況 (17.0%)	2	ごみの収集・処理状況 (13.3%)	3	公会堂・集会場の状況 (12.0%)
---	---------------------	---	-----------------------	---	-----------------------

【「不満」の割合の高い3項目】

1	バスや鉄道などの利便性 (25.8%)	2	余暇・レジャー施設の状況 (21.7%)	3	憩いの場・公園の設置状況 (20.0%)
---	------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------

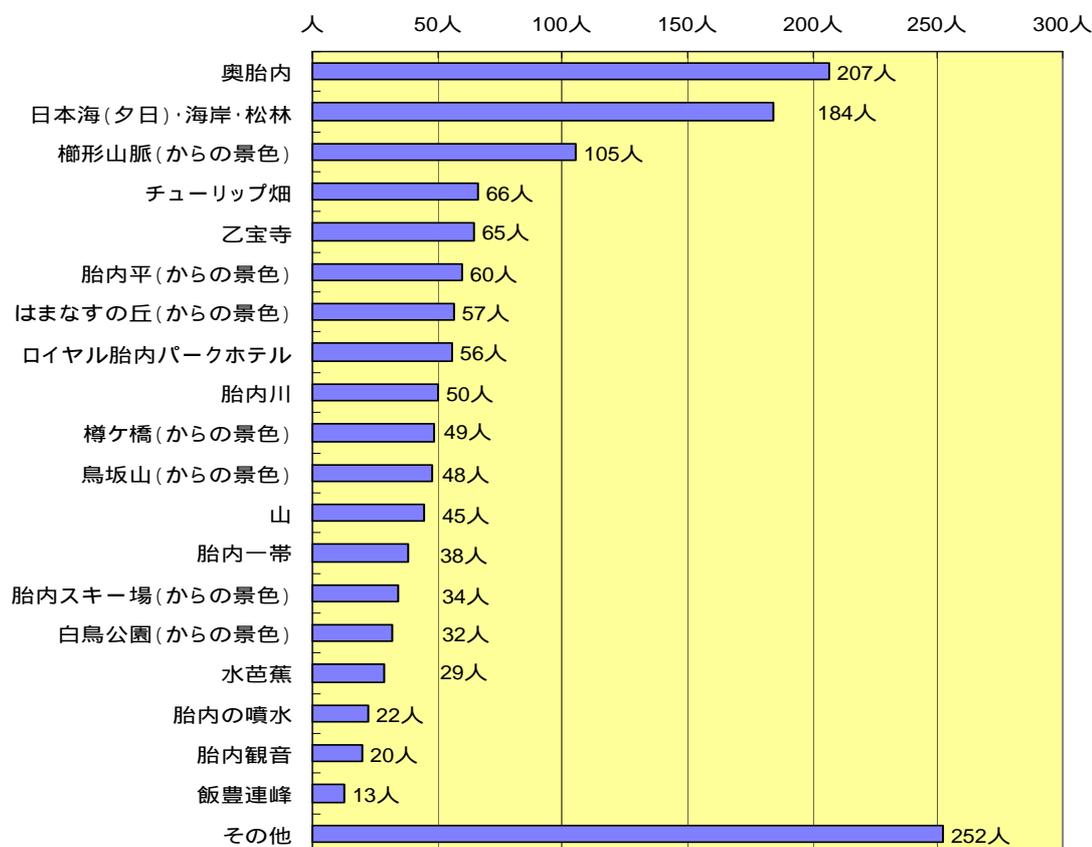
(2) エリア内の好きな風景・自慢できるもの

両地域のエリア内で、回答者のお勧めのスポットを聴取することにより、新市に生かすべき資源を再認識するため、「美しい風景・景色」と「自慢できるもの(物)」について記述形式でお答えいただきました。

美しい風景や景色(具体的な場所など)

結果、1,039人(回答者の59.4%)の方からご記入いただき、複数の記載を含め1,432の回答を分類しました。

(複数回答あり)

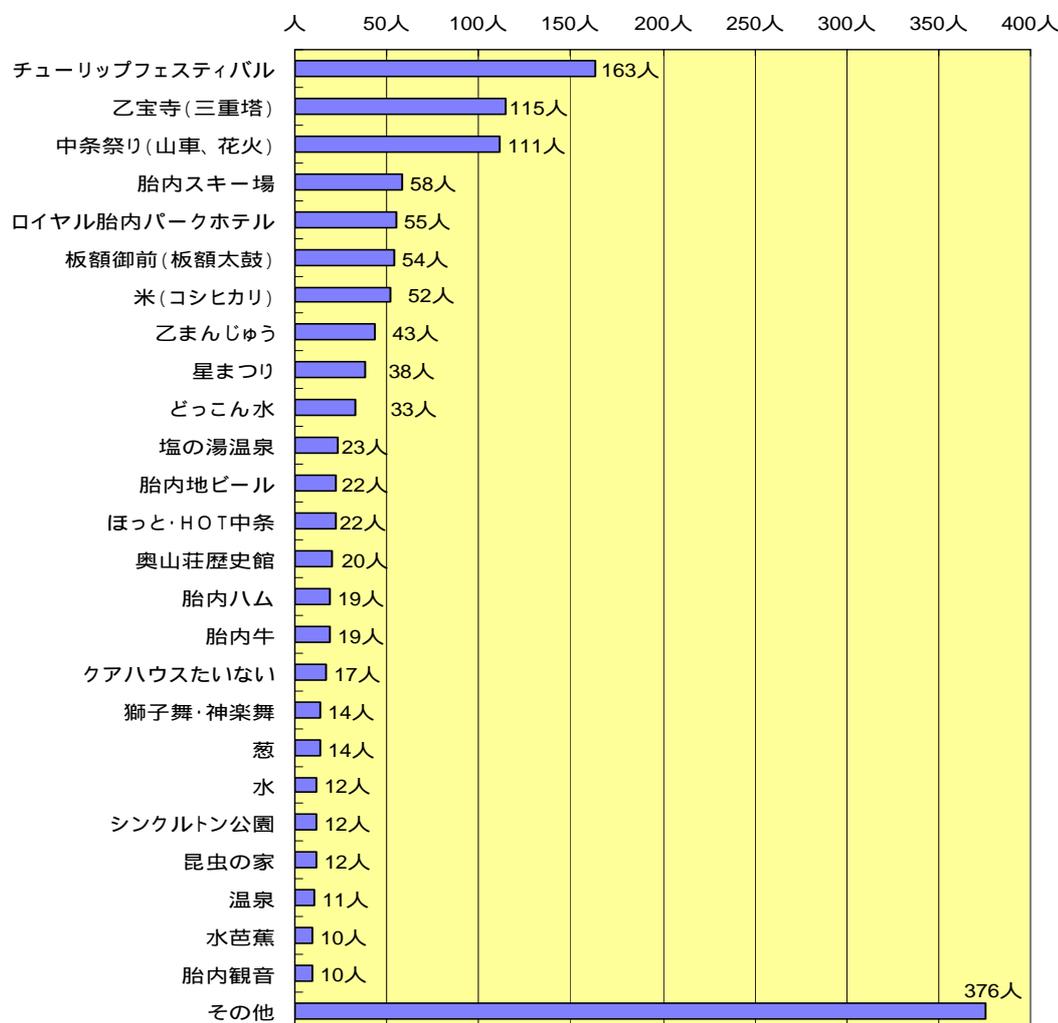


中条町の方からも多くの支持を集めた「奥胎内」が207人(14.46%)で一番高く、次いで、「日本海(夕日)・海岸・松林」184人(12.85%)、「櫛形山脈(からの景色)」105人(7.33%)、次いで「チューリップ畑」、「乙宝寺」、「胎内平」、「はまなすの丘」の順となっており、自然豊かな地域柄、山や海、川などのポイントが高くなっているといえます。

自慢できるもの(特産品やまつり、イベント、歴史、伝統、施設など)

この設問については、937人(回答者の53.6%)の方からご記入いただき、複数の記載を含め1,335の回答を28項目に分類しました。

(複数回答あり)

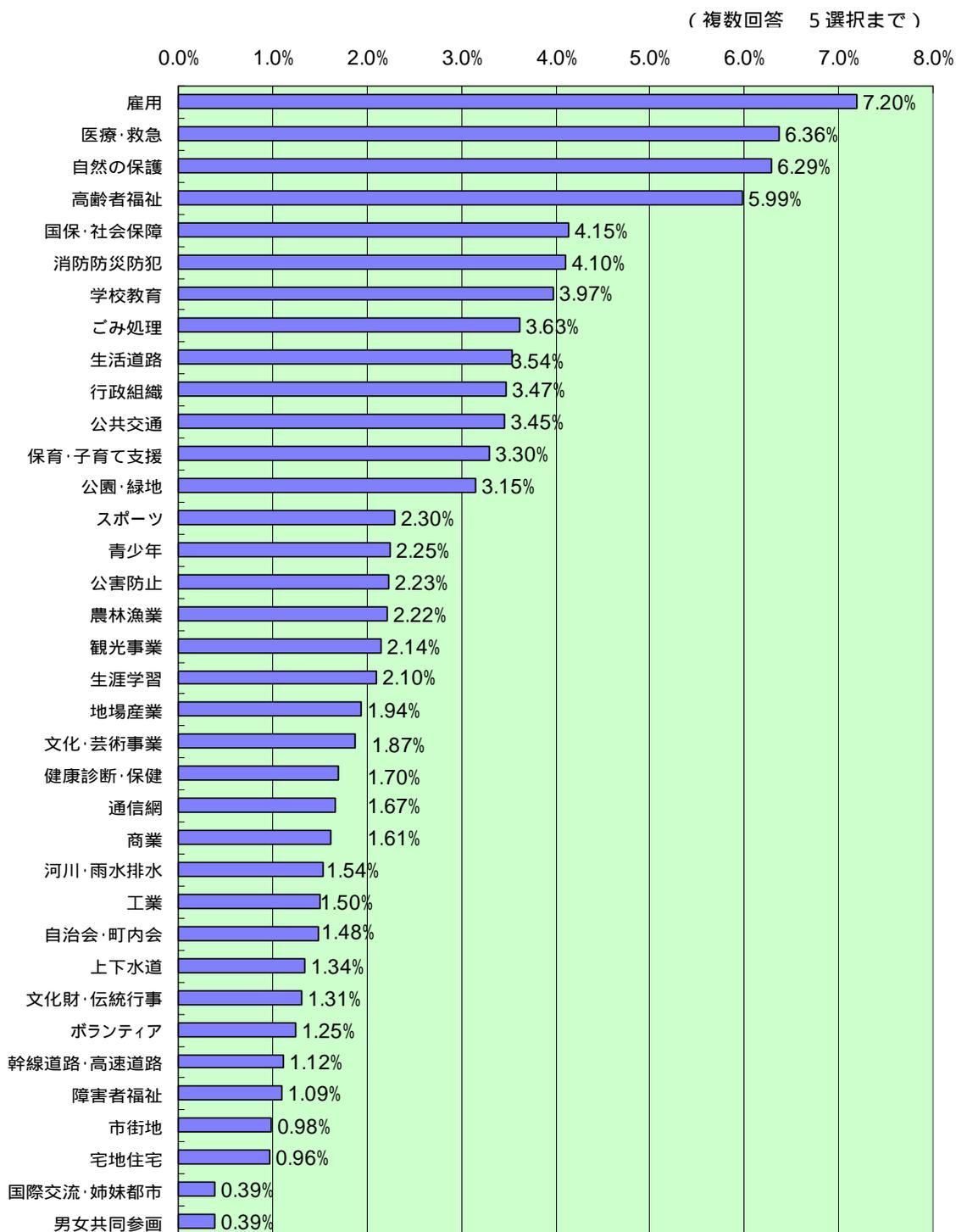


結果は「チューリップフェスティバル」163人(12.21%)が一番高く、次いで、「乙宝寺(三重塔)」115人(8.61%)、「中条祭り(山車、花火)」111人(8.31%)、以下「胎内スキー場」、「ロイヤル胎内パークホテル」、「板額御前(板額太鼓)」の順

で、観光スポット、観光イベントが上位を占めています。

(3) 期待する施策

この設問は、施策の中から具体的な住民の希望を聴取し、基本構想などのまちづくりに反映させるものです。



「まちづくりを考えた場合、期待すること（施策）は何ですか」の問いには、「雇用対策の充実」を望む声が一番高く7.20%で、次いで、「医療施設・救急体制の充実」6.36%、「自然の保護」6.29%、「高齢者福祉、介護サービスの充実」5.99%、以下「国民健康保険など社会保障の充実」、「消防、防災、防犯体制の充実」、「学校教育の充実」の順となっています。

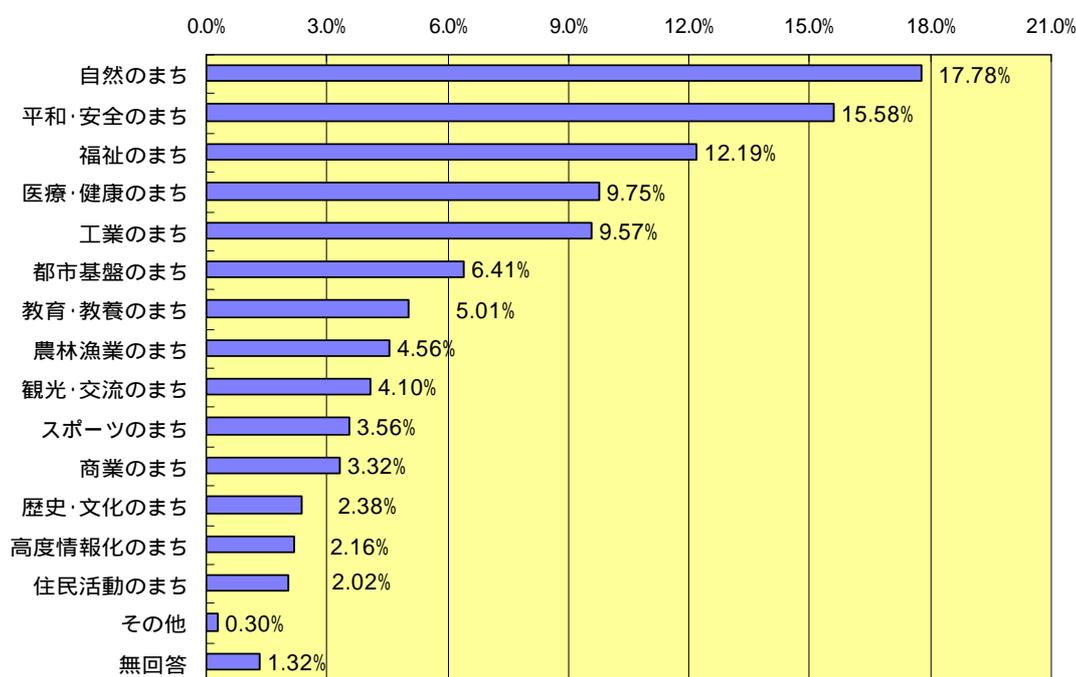
回答者の職業と年代をクロス集計すると、生産年齢人口といえる20歳代から50歳代において「無職」と答えた方の割合は4.3%（20歳代女性で6.7%、50歳代男性で6.5%）で、雇用対策は、厳しい社会情勢を反映した結果のようです。

（４）まちのイメージ

合併による新しいまちへの全体的なイメージを聴取し、基本的な方向性を考える上での参考とするため、「どんなまちにしたいか」という設問を用意しました。

結果、「自然の豊かなまち」が17.78%で一番高く、次いで「安全で平和に暮らせるまち」15.58%、「福祉充実のまち」12.19%、「健康でいきいきしたまち」9.75%、「工業のまち」9.57%の順となっています。

（複数回答 3選択まで）

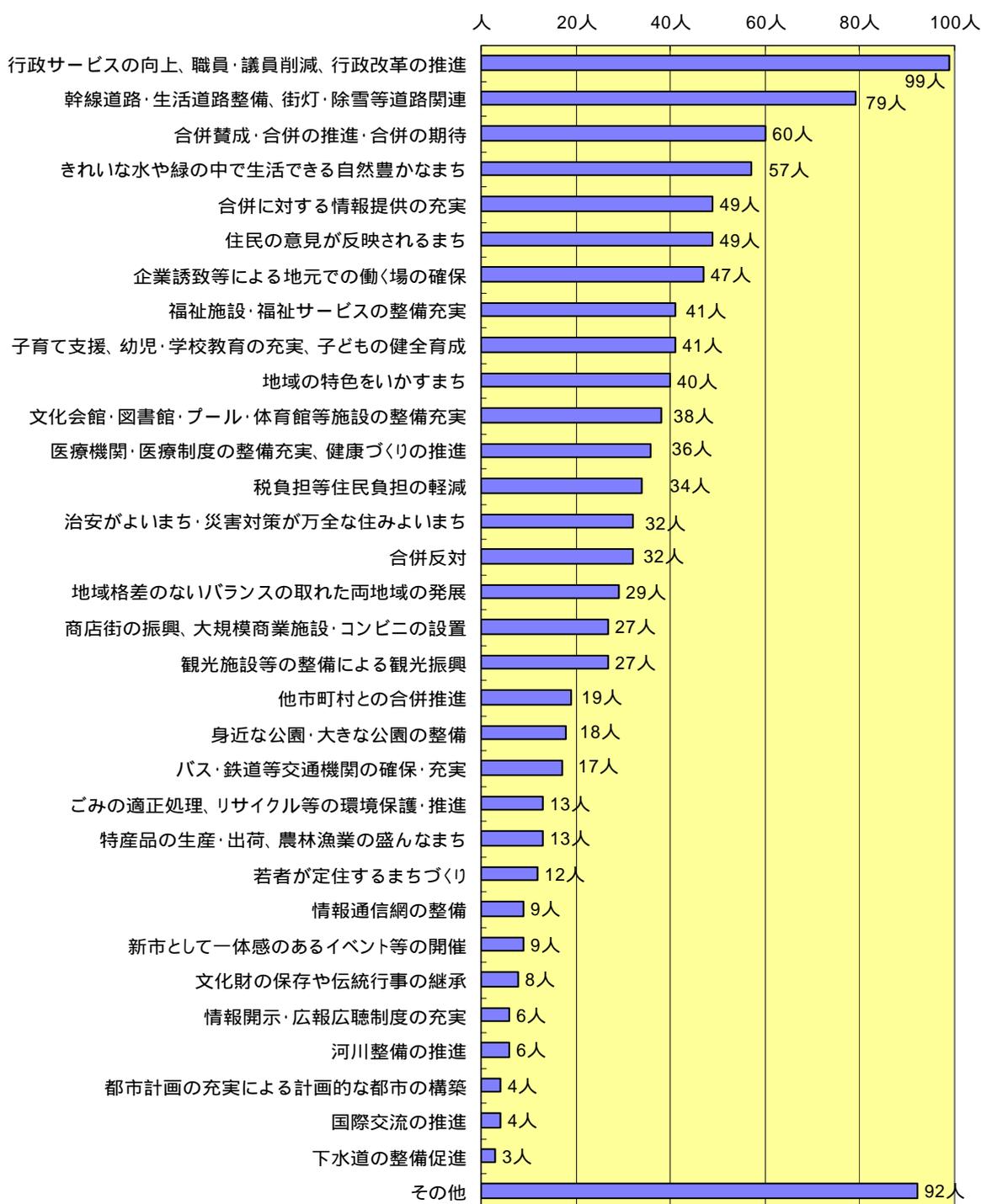


（５）その他の意見・要望

アンケートの最後に自由記載欄を設けて、合併やまちづくりに関して、ご意見・ご

要望を書いてもらいました。834人(回答者の47.7%)と多くの方々から意見・要望をいただき、複数回答を含め1,050回答を33項目に分類しました。

(複数回答あり)



一番多くいただいた意見・要望としては、「行政サービスの向上、職員・議員の削減等による行政改革の推進」99人(9.43%)、次いで、「幹線道路・生活道路・街灯・

除雪・消雪パイプ等道路関連の整備」79人(7.52%)、「合併賛成・合併の推進・合併の期待」60人(5.71%)、「きれいな水や緑の中で生活できる自然豊かなまち」57人(5.43%)、「合併に対する情報提供の充実」49人(4.67%)の順となっています。

一番意見の多かった行政サービスの向上・行政改革の推進については、今回の合併議論の背景でも触れられていますし、合併に関する数々のご意見については、協議過程で検証が必要と考えます。

3、結果分析

両地域は自然環境に恵まれています。アンケートの結果により住民の皆さんもそれを意識し、守り育てたいということが見て取れる結果となりました。特に山や川、海などの自然を活かし、新市のイメージとしての位置付けを望む声も多いことから、これを核としたまちづくりを考えていかなければなりません。

住民生活に関連した事項では、やはり福祉や保健・医療といった施策が重要であるといえますが、近年議論が高まっている防犯・防災に対する関心度や、道路や公共交通網などのインフラ整備にも期待が寄せられていることが分かります。

雇用対策については、雇用機会を拡大する必要があることから、産業の振興と密接な関係にあるといえます。農林漁業、観光、地場産業、商業、工業の振興など、産業の活性化に期待する数字の積み上げが9%を超えることを考え合わせますと、雇用に対する施策の充実とともに、各産業の一体的な振興・活性化を図ることが求められています。

また、ごみ処理に関する住民の満足度は高いものの、今後の施策にも期待する声も多く、環境問題に対する住民の関心度の高まりが伺えます。

自由記載欄では、行政サービスの向上や行政改革を望む声も多く、今回の合併議論が求める方向性と同じであることから、新市建設計画でも位置付けを明確にしていきます。

議案第 5 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

--

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

(資料)

項目	内 容	備 考																				
1. 議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>【新設合併の場合】</p> <p>原則は合併前の市町村の議会議員は失職し、合併市町村の法定数(条例定数(本来定数))による設置選挙を行う。</p> <p>なお、合併市町村の法定数は、合併前の市町村の協議により定めなければならない。(地方自治法第91条第7項)</p> <p>これに対する合併特例法上の特例は次のとおりである。</p> <p>1) 定数特例</p> <p>設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条に規定する定数の2倍まで定数を増加することができる。(合併特例法第6条第1項)</p> <p>2) 在任特例</p> <p>合併関係の市町村の議会の議員で、合併市町村議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる。(合併特例法第7条第1項第1号)</p> <p>なお、特例を適用する場合であっても、合併前の市町村の協議により、条例定数を定める必要がある。</p>																					
2. 現 況	<table border="1" data-bbox="411 1055 1265 1290"> <thead> <tr> <th></th> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国勢調査人口</td> <td>27,528 人</td> <td>6,750 人</td> <td>34,278 人</td> </tr> <tr> <td>法 定 数</td> <td>26 人</td> <td>18 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 例 定 数</td> <td>22 人</td> <td>16 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>H17.9.29</td> <td>H19.4.29</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>国勢調査人口：平成12年国勢調査</p>		中条町	黒川村	合 計	国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人	法 定 数	26 人	18 人		条 例 定 数	22 人	16 人		任 期	H17.9.29	H19.4.29		
	中条町	黒川村	合 計																			
国勢調査人口	27,528 人	6,750 人	34,278 人																			
法 定 数	26 人	18 人																				
条 例 定 数	22 人	16 人																				
任 期	H17.9.29	H19.4.29																				
3. 関係法令	<p>地方自治法第91条</p> <p>1 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <table data-bbox="550 1563 1204 1771"> <tbody> <tr> <td>人口2千未満の町村</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>人口2千以上5千未満の町村</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>人口5千以上1万未満の町村</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>人口1万以上2万未満の町村</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>人口5万未満の市及び人口2万以上の町村</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> <p>← 新市該当人口</p> <p>【中 略】</p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」とい</p>	人口2千未満の町村	12人	人口2千以上5千未満の町村	14人	人口5千以上1万未満の町村	18人	人口1万以上2万未満の町村	22人	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人											
人口2千未満の町村	12人																					
人口2千以上5千未満の町村	14人																					
人口5千以上1万未満の町村	18人																					
人口1万以上2万未満の町村	22人																					
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人																					

項目	内容	備考																																								
	<p>う。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p>																																									
4. 先進地事例	<p>【新設合併の場合】</p> <table border="1" data-bbox="427 757 1254 1794"> <thead> <tr> <th>協議会名</th> <th>人口</th> <th>合併の期日</th> <th>条例定数</th> <th>特例の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北蒲原郡南部郷合併協議会</td> <td>48,456人</td> <td>H16.4.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H16.10.31まで〕</td> </tr> <tr> <td>東蒲原郡町村合併協議会</td> <td>15,813人</td> <td>H17.3.31</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>三島郡3か町村合併協議会</td> <td>18,261人</td> <td>合併特例法の適用期限まで</td> <td>22人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>北魚沼郡6か町村合併協議会</td> <td>45,386人</td> <td>H16.11.1</td> <td>26人</td> <td>在任特例適用〔H18.4.30まで〕</td> </tr> <tr> <td>佐渡市町村合併協議会</td> <td>72,173人</td> <td>H16.3.1</td> <td>30人</td> <td>定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕</td> </tr> <tr> <td>村上市岩船郡6市町村合併協議会</td> <td>74,351人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>30人</td> <td>特例無し(原則)</td> </tr> <tr> <td>十日町広域圏合併任意合併協議会</td> <td>65,033人</td> <td>H17.3未まで</td> <td>未定</td> <td>定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>人口は平成12年国勢調査人口</p>	協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無	北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕	東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)	三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)	北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕	佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕	村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)	十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕	
協議会名	人口	合併の期日	条例定数	特例の有無																																						
北蒲原郡南部郷合併協議会	48,456人	H16.4.1	26人	在任特例適用〔H16.10.31まで〕																																						
東蒲原郡町村合併協議会	15,813人	H17.3.31	22人	特例無し(原則)																																						
三島郡3か町村合併協議会	18,261人	合併特例法の適用期限まで	22人	特例無し(原則)																																						
北魚沼郡6か町村合併協議会	45,386人	H16.11.1	26人	在任特例適用〔H18.4.30まで〕																																						
佐渡市町村合併協議会	72,173人	H16.3.1	30人	定数特例適用〔(60人)で設置選挙〕																																						
村上市岩船郡6市町村合併協議会	74,351人	H17.3未まで	30人	特例無し(原則)																																						
十日町広域圏合併任意合併協議会	65,033人	H17.3未まで	未定	定数特例適用〔(40人)で選挙区を設け設置選挙〕																																						

項 目	内 容				備 考	
5. 県内の議会 議員定数	【平成 15 年 4 月 1 日現在】					
	市 名	人 口	法定数	条例定数		
	小千谷	41,641 人	26 人	23 人		
	加 茂	33,085 人	26 人	22 人		
	十日町	43,002 人	26 人	20 人		
	見 附	43,526 人	26 人	20 人		
	村 上	31,758 人	26 人	22 人		
	燕	43,480 人	26 人	20 人		
	栃 尾	24,704 人	26 人	20 人		
	糸魚川	32,003 人	26 人	22 人		
	新 井	27,882 人	26 人	20 人		
	五 泉	38,306 人	26 人	22 人		
	両 津	17,394 人	26 人	18 人		
	白 根	40,012 人	26 人	22 人		
豊 栄	48,997 人	26 人	22 人			
人口は平成 12 年国勢調査人口						

議案第 6 号

新市名称募集要綱について

新市名称募集要綱について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 3 月 26 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

新市名称募集要綱

1 募集の目的

この要綱は、中条町、黒川村の両町村が合併するとした場合、新市にふさわしい名称を選定するための参考とするとともに、住民の関心を喚起し、まちづくりへの参加を推進することを目的とする。

2 公募の方法

(1) 募集期間

平成16年4月16日(金)から平成16年5月17日(月)(当日消印有効)

(2) 応募資格

制限しない。

応募者1人につき1点の応募とする。

(3) 応募要件等

名称には、漢字、ひらがな、カタカナのいずれか又はそれらを組み合わせて使用し、漢字にふりがなをつけるものとする。

(4) 応募方法

応募は、チラシについている所定のはがき、官製はがき、封書、Eメール、ファックスによるものとする。

応募には、「新市の名前」「命名の意味または理由」「郵便番号」「住所」「氏名(ふりがな)」「性別」「年齢」「電話番号」を記載する。

応募先

中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒989-2693

新潟県北蒲原郡中条町新和町2番10号

電話 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

Eメールアドレス hokubugo@iplus.jp

3 公募の周知方法

公募は、協議会だより、協議会ホームページ、両町村広報誌、チラシ等により行う。

4 応募作品の取り扱い

(1) 原則として、応募されたものの中から新市名を決定することとする。ただし、新市名としてふさわしい名称の応募がなされなかった場合には、この限りではない。

また、何らかの理由により応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要最小限の修正は可能とする。

(2) 採用された作品に関する一切の権利は、中条町及び黒川村に帰属するものとする。

5 選定方法

別紙「新市名称候補選定基準及び選定方法（以下「選定基準」という。）」による。

6 記念品贈呈

応募された作品の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

(1) 名付け親大賞 10万円相当の全国共通商品券

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選で、1名に贈呈する。

(2) 名付け親賞 1万円相当の地域特産品

新市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から抽選で最高10名に贈呈する。

(3) 特別賞 3千円相当の地域特産品

選定基準により候補に選ばれた5作品の応募者で「名付け親大賞」及び「名付け親賞」に当選した以外の者の中から抽選で最高30名に贈呈する。

7 各賞選定結果の決定、発表、

受賞者の発表は本人へ通知する他、協議会だより、協議会ホームページ、両町村広報誌を通じて行う。

8 その他

その他必要な事項については、協議会において定める。

新市名称候補選定基準及び選定方法

1 新市名称候補選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、 の条件を満たしている作品の中で、 ~ の条件の1以上に該当する名前とする。

既存の市名に無い名前

(既存の市名と読みが同じでも表記の異なるものは、これに含む)

両町村を地理的にイメージできる名前。

両町村の特徴を表す名前

両町村の歴史・文化にちなんだ名前

両町村を対外的にアピールできる名前

両町村の知名度が向上できる名前

合併を記念した名前

その他新市にふさわしい名前

2 新市名称の選定方法

新市名称候補選定基準により応募された作品の中から上位5点を選定し、協議会に諮る。

(資料)

【新市名の取扱いに関する自治省照会事項】

質問1 すでに同一または類似の市町村が存在する場合

(1) 同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎市日向市(ひゅうがし)→日向市(ひなたし)
静岡県清水市(しみずし)→清水市(きよみずし)
回答×・・・表記が同じ場合は不可。

(2) 異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市(せんだいし)→仙台市
埼玉県日高市(ひだかし)→ひだか市
回答・・・表記が異なるので可

(3) 同一または類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町(みずほまち)→瑞穂市(みずほし)
奈良県明日香村(あすかむら)↔明日香市(あすかし)
回答・・・全国的に見て、現在も同様の事例がある。

質問2 外国語を日本語に(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合

【例】LOVE→ラブ
AND→アンド
回答・・・理由が明確であればよい。

質問3 略字及び算用数字等の使用

(1)「ケ」の使用。

回答・・・例：青ケ島村など

(2)「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9(数字)」の使用

回答×・・・日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

(3)「々」の使用

回答・・・例：小佐々町など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市(えいえんし)→(とわし)
宇宙市(うちゅうし)→(そらし)
回答・・・新市名を告示する場合、読みがなをふればよい。

質問5 その他、市の名称としてふさわしくないもの

公序良俗に反する名前

長すぎる名前

現在使用していない漢字を使用した名前

新市名称公募及び選定スケジュール

	協 議 会		事 務 局
平成16年 2月26日(木)	第3回協議会	募集要綱案の提出	
平成16年 3月26日(金)	第4回協議会	募集要綱の確認	
			募集準備 (チラシ作成等)
平成16年 4月16日(金)		公募開始	協議会だよりに募集記事掲載 ホームページに募集記事掲載 チラシ配布
平成16年 4月 日()	第5回協議会	↓	
平成16年 4月30日(金)			各町村広報誌に募集記事掲載
平成16年 5月17日(月)			公募締切
平成16年 5月21日(金)	第6回協議会	集計結果報告	
平成16年 6月 日()	第7回協議会	(集計結果報告)	
平成16年 7月 日()	第8回協議会	決定(予定)	

新市の名称に関する公募例

	北蒲原郡南部郷合併協議会	東蒲原郡町村合併協議会	分水・弥彦・寺泊合併協議会	三島郡3か町村合併協議会
公募に関する周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ ・ポスター ・防災無線活用 (応募はがき付)
公募要綱等の制定	有	有	有	有
公募期間	約2ヶ月 (~ 8/31)	約1ヶ月半 (~ 7/15)	31日 (9/20 ~ 10/20)	31日 (11/15 ~ 12/15)
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール ・所定の事項が記載された用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・ホームページ ・持参等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール ・ホームページ
応募資格	制限なし	東蒲原郡に住所を有する昭和61年4月1日までに生まれた者(18歳以上)	制限なし	制限なし
合併関係市町村の名称の取扱い	除く	除く	含む	含む
応募・記載の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称(ふりがな) ・郵便番号 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 できれば名称の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称 ・名称の由来 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称(ふりがな) ・名称の理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の名称(ふりがな) ・名称の由来・理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号
懸賞等	名付け親賞 10人 (1万円分商品券) ご応募ありがとう賞 200人 (千円分商品券)	名付け親大賞 1人 (感謝状と記念品) 名付け親賞 10人 (感謝状と記念品)		名付け親賞 10人 (1万円分商品券)
その他	1人1点限り	1人1点限り	1人1点限り	1人1点限り

	北魚沼郡6か町村 合併協議会	糸魚川市・能生町・ 青海町合併協議会	十日町広域圏合併 任意協議会	佐渡市町村合併協 議会
公募に関する周知 の方法	・県、市町村広報紙 及びマスメディ ア等 ・チラシ (応募はがき付)	・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	・協議会だより ・各町村広報 ・ホームページ ・チラシ (応募はがき付)	・協議会だより ・各市町村広報 ・ホームページ
公募要綱等の制定	有	有	有	有
公募期間	1ヶ月 (~9/30)	74日 (10/24~1/5)	33日 (9/24~10/26)	2ヶ月 (~6/28)
応募方法	・応募はがき ・官製はがき ・FAX ・ホームページ	・応募はがき ・官製はがき ・FAX ・Eメール ・ホームページ	・応募はがき ・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール ・ホームページ	・官製はがき ・封書 ・FAX ・Eメール
応募資格	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
合併関係市町村の 名称の取扱い	除く	含む	含む	除く
応募・記載の内容	・新市の名称 (ふりがな) ・名称の由来・理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・電話 ・職業	・新市の名称 (ふりがな) ・名称の理由 ・住所 ・氏名(ふりがな) ・年齢 ・性別 ・電話番号	・新市の名称 (ふりがな) ・名称の由来・由来 ・住所 ・氏名	・新市の名称 (ふりがな) ・新市の名称の意味 又は理由 ・住所 ・氏名(ふりがな) ・年齢 ・性別 ・電話番号
懸賞等	名付け親大賞 1人 (現金10万円分ま たは10万円分の旅 行券+副賞) 特別賞(次点)2人 (現金2万円また は2万円分の図書 券) 残念賞 5人 地域特産品	新市名称 10人 (図書券1万円分) 名案賞 200人 (図書券3千円分)	記念品	名付け親大賞 1人 (10万円相当記念 品) 名付け親賞 10人 (1万円相当)
その他	はがき1枚につき 作品1点	1人1点限り	はがき1枚につき 作品1点	1人1点限り

議案第7号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年2月26日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 8 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

新市に 1 つの農業委員会を設置する。

- (1) 選挙による委員の定数は 20 人とする。
- (2) 両町村の選挙による委員であった者は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、引き続き新市の選挙による委員として在任する。期間については、合併の期日が決定した後に協議する。
- (3) 新市における第 1 回目の選挙については、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、旧町村を区域とする 2 つの選挙区を設ける。各選挙区の選挙による委員の定数は、中条町 15 人、黒川村 5 人とする。

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第9号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年3月26日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 10 号

各種事務事業の取扱いについて

窓口業務に関すること

各種事務事業の取扱い 窓口業務に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 11 号

各種事務事業の取扱いについて

環境衛生に関すること

各種事務事業の取扱い 環境衛生に関することについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 12 号

使用料・手数料の取扱い（その 1）について

使用料・手数料の取扱い（その 1）について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

議案第 13 号

平成 16 年度中条町・黒川村任意合併協議会
事業計画について

平成 16 年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 3 月 26 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

別紙

平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画

2 町村の合併についての研究検討するため、次の事業を実施する。

1 中条町・黒川村任意合併協議会運営事業

協議会会議の開催

第5回目	平成16年	4月28日(水)予定
第6回目	平成16年	5月21日(金)予定
第7回目	平成16年	6月30日(水)予定
第8回目	平成16年	7月14日(水)予定
第9回目	平成16年	7月29日(木)予定

* 9回目以降協議会については、基本的に月1回のペースで開催する予定です。

2 中条町・黒川村任意合併協議会事業

住民への情報の提供、住民の意識の啓発を図るため、各種事業を展開する。

協議会だよりの発行

新市将来構想及び新市建設計画策定

新市名称募集

その他必要事項

議案第 14 号

平成 16 年度中条町・黒川村任意合併協議会
予算について

平成 16 年度中条町・黒川村任意合併協議会予算について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

中条町・黒川村任意合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 3 月 26 日 確認

中条町・黒川村任意合併協議会

平成 16 年度中条町・黒川村任意合併協議会歳入歳出予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,933千円と定める。

2 歳入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	節	予算額	説 明		
1	負担金		11,832			
	1	負担金	11,832			
		1	11,832	構成町村負担金 (円)		
				負担金額	中条町	黒川村
				均等割	1,972,000	1,972,000
				人口割	6,334,000	1,554,000
				計	8,306,000	3,526,000
						予算の3分の1
						中条町80.3%
						黒川村19.7%
3	繰越金		100			
	1	繰越金	100			
		1	100	前年度繰越金		
4	諸収入		1			
	1	諸収入	1			
		1	1	預金利子		
						1,000 円
				歳入合計		
			11,933			

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	節	予算額	説 明		
1	運営費		4,291			
	1	会議費	1,669			
		8	1,095	協議会委員等報償費		
						1,095,000 円
		9	308	協議会委員等費用弁償		
						308,000 円
		11	96	会議費等		
						96,000 円
		12	50	郵送料等		
						50,000 円
		14	120	会場借上料等		
						120,000 円
				賃借料		
	2	事務費	2,622			
		4	145	社会保険料		
						134,000 円
				雇用保険料		
						11,000 円
		7	913	事務補助員賃金		
						913,000 円
		11	698	消耗品費		
						200,000 円
				印刷製本費		
						204,000 円
				修繕費		
						294,000 円
		12	374	通信運搬費(電話代、郵便料等)		
						120,000 円
				手数料		
						30,000 円
				その他保険料		
						224,000 円
		14	492	複写機賃借料		
						181,000 円
				パソコン賃借料		
						190,000 円
				FAX賃借料		
						89,000 円
				ホームページエリア借用料		
						32,000 円
2	事業費		7,592			
	1	事業費	7,592			
		11	1,200	印刷製本費(広報誌印刷費等)		
						1,200,000 円
		12	1,500	通信運搬費(切手代等)		
						1,500,000 円
		13	4,892	コンサルタント委託料		
						4,892,000 円
3	予備費		50			
	1	予備費	50			
						50,000 円
				歳出合計		
			11,933			